アシアナUCカード会員特約

第1条(カード名称)

本カードは株式会社アシアナ航空(以下、アシアナという)と株式会社クレディセゾン(以下、セゾンという)が提携して発行するもので、カードの名称は「アシアナUCカード」(以下、本カードという)と称します。

第2条(会員資格)

1.UCカード会員規約および本特約を承認のうえ入会を申込み、アシアナおよび セゾンが認めた方を会員(以下、会員という)とし、セゾンが本カードを貸与します。 2.本カードには家族会員の制度はありません。

第3条(年会費)

会員はアシアナに対して所定のカード年会費をUCカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、年会費は理由の如何を問わずお返し致しません。

第4条(サービスの利用)

- 1.会員は、セゾンが提供するサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。但し、セゾンが行う「永久不滅ポイント」は、本カードでは利用することはできません。
- 2.会員は、「アシアナ・クラブ」に関するサービス及びアシアナが提供する その他のサービスを受ける場合、アシアナ所定の方法でその提供を受け るものとします。
- 3.本カードによる「アシアナ・クラブ」の獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。
 - (1)会員の年会費支払が滞った場合。
 - (2) 本特約による会員資格を喪失した場合。

第5条(会員資格の喪失)

- 1.会員が「アシアナ・クラブ」会員資格またはUC会員資格のいずれかの資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
- 2.前項によりアシアナまたはセゾンが本カードの返還を求めた時は、会員は、 返還を求められた本カード全てを、直ちにセゾンに返還するものとします。

第6条(特約の改定等)

- 1.本特約が改定され、その変更内容を本人会員にお知らせした後に、本 カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、 会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
- 会員には内容をご承認いただいたものとみなします。 2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用される ものとします。

以上 2017年11月現在